

竹原市プレミアム付商品券使用店舗 募集要項

竹原市プレミアム付商品券事業実行委員会

令和元年7月16日

【問い合わせ】

竹原市プレミアム付商品券発行事業運営事務局
(竹原市役所地階)

電話 0846-22-5600 FAX 0846-22-1113

平日 8:30~12:00 13:00~17:15

ホームページ https://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/syoukou/premium_syouhinken_shiyoutenpo.html
(竹原市ホームページ内)

1 趣旨

消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行するに当たり、当該プレミアム付商品券を使用できる店舗（以下「使用店舗」という。）を募集します。

2 プレミアム付商品券事業の概要

- (1) 商品券の名称 竹原市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行者 竹原市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）
【構成団体】
竹原市，竹原市商店会連合会，竹原駅前商店街振興組合，掛町商店街振興組合，忠海ほほえみタウン商店会
- (3) 発行総額 1億5,000万円（竹原市当初予算ベース）
- (4) プレミアム率 25%
- (5) 商品券の構成 1冊5,000円（額面500円×10枚綴り）
- (6) 販売額 1冊4,000円
- (7) 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
- (8) 購入対象者 竹原市長が購入引換券を交付した次の竹原市民
ア 令和元年度住民税非課税者（ただし，住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族，生活保護被保護者などを除く。）
イ 平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (9) 販売方法 市内の販売場所において，購入引換券提示による販売
- (10) 販売期間 令和元年10月1日（火）から令和2年2月29日（土）（予定）まで
- (11) 購入限度額 購入引換券1枚につき最大5冊まで（分割購入可）
ア 上記アの対象者
25,000円（販売額20,000円）
イ 上記イの対象者
25,000円（販売額20,000円）×対象期間に生まれた子の数

3 使用店舗の要件

竹原市内に店舗・事業所などを有する小売業，飲食業，サービス業などを営む事業者とします。ただし，次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与する者
- (4) その他，実行委員会が対象外とすることが適当であると認めた者

4 商品券の使用対象にならないもの

次の商品やサービスには商品券を使用することはできません。

- (1) 出資や債務の支払い（税金，振込手数料，電気・ガス・水道料金等）

- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く。）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 本商品券の交換又は売買
- (10) その他、実行委員会が指定するもの

5 使用店舗の責務等

- (1) 使用店舗であることが明確になるよう、ポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 商品券対象外商品などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (3) 使用者が持ち込んだ商品券について、受け取る際に問題がないかどうか確認してください。偽造防止対策が施されていない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を竹原市プレミアム付商品券発行业運営事務局（以下「運営事務局」という。）へ報告してください。確認用として配布する商品券見本は、商品券を取り扱うすべての方に周知するなどし、偽造商品券使用防止に万全を期してください。
- (4) 商品券裏面に既に使用店舗名の記入がある商品券については、受け取りを拒否してください。
- (5) 他市町村で発行した類似のプレミアム付商品券については、受け取りを拒否してください。また、間違っって受け取った場合は換金することはできません。
- (6) 竹原市プレミアム付商品券発行业の運営にご協力ください。

6 商品券取扱厳守事項

- (1) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、商品券裏面の所定欄に使用店舗名を必ず記入（スタンプ可）してください。
- (2) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- (4) 使用期間中における商品の売買、サービス提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (6) 商品券額面に使用が満たないでも、釣銭は出さないようにしてください。
- (7) 商品券の盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して発行者（実行委員会）は責を負いません。

7 誓約事項について

申込の際に次の事項について誓約していただきます。

- (1) 登録申込をする使用店舗は、募集要項2ページ「3 使用店舗の要件 (1)~(3)」に該当しません。

- (2) 使用店舗の責務等，商品券取扱厳守事項，換金方法等の内容を理解し遵守します。
- (3) 登録する店舗名・所在地・業種等の公表（竹原市ホームページ等への掲載）に異議はありません。

8 使用店舗登録申込について

(1) 登録申込方法

この募集要項に同意の上，いずれかの方法でお申込ください。

ア インターネットでの申込 ※7月下旬から受付を開始します。

申込フォームに必要事項を入力してください。

【ホームページアドレス】

https://www.city.takehara.lg.jp/sangyou/syoukou/premium_syouhinken_shiyoutenpo.html（竹原市ホームページトップページにある「お知らせ」から「竹原市プレミアム付商品券の使用店舗を募集します」へお進みください。）

イ FAX・郵送・持参での申込

「竹原市プレミアム付商品券使用店舗登録申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上，FAX・郵送・持参してください。

申込書は，竹原市ホームページからダウンロードできるほか，竹原市役所地階の運営事務局で配布しています。

【送付・提出先】

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

竹原市プレミアム付商品券発行事業運営事務局

FAX 0846-22-1113 TEL 0846-22-5600

※FAX・郵送による申込については，受付確認として，運営事務局より5営業日以内に電話連絡を行います。運営事務局より連絡のない場合は，FAX・郵送が未着の可能性がりますので，運営事務局へ確認のご連絡をお願いします。

(2) 募集期間

令和元年7月16日（火）から令和元年8月30日（金）

※使用店舗一覧チラシに掲載可能な募集期間です。令和元年8月31日（土）以降も順次受け付けますが，8月30日（金）までに申し込めばと，竹原市ホームページに加えて，商品券購入者にお渡しする使用店舗一覧チラシに店舗名が掲載されます。8月31日（土）以降の申込は，随時，竹原市ホームページに掲載します。

(3) 使用店舗の登録

申込のあった事業者については，実行委員会の審査を経て，使用店舗として登録を行い，竹原市ホームページに掲載します。

また，登録された店舗には，後日（9月中旬頃を予定），使用店舗登録証，ポスター，商品券見本，使用店舗マニュアル等を送付します。

※登録不可である場合は，その旨通知します。

(4) 使用店舗の登録取消

次に該当する場合は，実行委員会の審査により登録を取り消す場合があります。

ア 申込内容に虚偽・不備等があった場合

イ 実行委員会が登録の取消を判断した場合

9 商品券の換金

(1) 換金方法

実行委員会が指定する金融機関において手続きを行い、口座振込により換金します。指定金融機関の口座が必要です。

ア 専用の換金封筒に、「使用済商品券の半券（商品券裏面に使用店舗名を記入した部分）」及び「換金依頼書」を同封し、指定金融機関（振込口座のある指定金融機関）の窓口にて提出してください。

イ お手元に残った使用済商品券の半券は、使用店舗控えとして、換金が終わるまで大切に保管してください。この使用店舗控えである半券がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てできませんのでご注意ください。

(2) 換金期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）【令和2年4月中旬まで延長予定】

※期限後の換金には一切応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。換金期限については、改めてお知らせします。

(3) 指定金融機関

換金手続きが可能な指定金融機関について、現在、市内金融機関と調整しています。指定金融機関が決定しましたら、竹原市ホームページなどでお知らせします。

※指定金融機関決定前に登録申込まれた店舗につきましては、後日、運営事務局から振込口座について問い合わせをさせていただきます。

※ゆうちょ銀行では換金できません。

(4) 換金日程

指定金融機関で換金手続きを受付後、10営業日以内に振込を行います。

(5) その他

ア 換金及び振込に係る手数料は無料です。

イ 上記の方法以外の換金はいりません。

ウ 換金方法の詳細は、後日配布する使用店舗マニュアルで必ずご確認ください。